

令和8年度 不祥事防止に関する校内ルール

早島町立早島小学校

服務に関して

- (1) 教育公務員として「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動しましょう。
- (2) 服務に関しての詳細は、「早島町立早島小学校内服務規程」に準じます。

校務に関して

- (1) 個人情報に関する電子データの管理や校務で使用するパソコンの保管は厳重にしましょう。パソコンやタブレット、USBメモリの使用については「早島小セキュリティポリシー」に準じます。
- (2) 個人情報に関する書類等を学校外に持ち出さない。持ち出す場合は管理職の許可を得ましょう。
- (3) 職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしたりしないようにしましょう。
- (4) 学校備品やパソコン、コピー等を公務以外で使用しないようにしましょう。
- (5) 職場の備品や消耗品を持ち帰らないようにしましょう。
- (6) 一時的な立て替えであっても、公金を流用しないようにしましょう。
- (7) 児童から預かった注文書のお金や集金は、個人の机やロッカー等には置きません。耐火書庫は一時的な場所であるため、早急に支払い等を済ませましょう。

指導に関して

- (1) 体罰は、児童の人権を侵害する行為であることを認識し、決して行わないようにしましょう。自分または同僚が体罰を行ったかもしれないと思ったときは、直ちに管理職に「報・連・相」をしましょう。
- (2) 児童に対する懲戒と体罰の違いを理解しましょう。
- (3) 児童や保護者から相談を受けたり、個別に対応したりする場合には、管理職や同僚に告げてから行いましょう。対応の場所は、密室にならないよう工夫しましょう。
- (4) 児童や保護者と私的に携帯電話やメールのやり取りをするなど不適切な関わりをしないようにしましょう。
- (5) 原則として教室へは携帯電話・スマートフォン等持ち込まないようにしましょう。
- (6) 自分の車に児童を乗せない。緊急のけが等で、児童を移送させる場合には、保護者をお願いすることを原則とします。

生活に関して

- (1) 交通法規を守り、事故を起こさないように常に緊張感をもって運転しましょう。飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両（自転車を含む）を運転しないようにしましょう。
- (2) 児童、保護者、他の教職員に対して、ハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ等）ととられかねない言動をしないようにしましょう。
- (3) わいせつな行為は決してあってはなりません。また、過度の遊興やギャンブルにふける等疑いをまねくようなことは慎みましょう。
- (4) 選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行動をとらないようにしましょう。
- (5) 許可なく営利企業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしないようにしましょう。
- (6) 風通しの良い職場を目指し、互いに相談し合えると同時に、注意し合える関係を作りましょう。普段の生活の中でストレスをためない工夫をしたり、同僚と積極的にコミュニケーションを図ったりしましょう。